Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

気象庁、長野県同時発表

平 成 30 年 5 月 26 日 水管理·国土保全局砂防部 気 象 庁

平成30年5月25日21時13分頃の長野県北部の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成30年5月25日21時13分頃の長野県北部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった長野県栄村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成30年5月25日21時13分頃の長野県北部の地震により、長野県栄村で震度5強を 観測しました。

栄村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準:通常基準の8割 暫定基準を設ける市町村:長野県栄村

【参考】平成29年6月25日に発生した長野県南部の地震による暫定基準を継続している 長野県内の市町村

暫定基準:通常基準の8割

暫定基準を設けている市町村:木曽町*、王滝村*

※これら市町村の暫定基準は5月30日13時をもって廃止し、通常基準とする予定です。

(5月23日 長野県・長野地方気象台報道発表)

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更 します。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

課長補佐 丹羽 俊一 (内線 36-153)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8468

FAX 03-5253-1610

気象庁予報部予報課気象防災推進室

土砂災害気象官 吉田 貴弘(内線 3189)

代表 03-3212-8341 FAX 03-3211-8303